

曙学区子ども会育成連絡協議会規約

設定 2024年3月12日
曙学区子ども会育成連絡協議会

第1条 名称及び事務所

この会は、曙学区子ども会育成連絡協議会と称し事務所を交流館(曙町 5-16-1)におく。

第2条 組織

この会は、福山市曙小学校内にある子ども会育成会の代表者である、会長、副会長2名及び役員、経験者をもって組織する。

第3条 目的

この会は、子ども会育成指導について協議し発展強化のために必要な協同事業を企画実施すると共に、子ども会育成会相互の連絡調整をして、親睦を図ることを目的とする。

第4条 事業及び活動

この会は、前条の目的を達成するために次の事業活動を行う。

- 1、子ども会育成指導者と連絡調整。
- 2、指導者の養成と技術研究。
- 3、各種合同事業活動の企画及び運営。
- 4、子ども会運営参考資料の発行配布。
- 5、関係機関及び各種団体との連絡調整。
- 6、その他、必要と認める事項。

第5条 役員 の 役 目

- 1、会長 1名 この会を統括し会を代表する。
- 2、副会長 2名 この会を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3、書記 1名 この会の書記業務にあたる。
- 4、事務局長 1名 この会の会務にあたる。
- 5、会計 1名 事務局次長があたり、収支を司る。
- 6、監査 2名 収支を監査し、総会において監査報告をする。
- 7、役員 若干名 役員は専門部長を兼務し、この会の企画運営にあたる。(議事進行の書記を兼ねる)

常任委員(地区会長)各子ども会を代表し、子ども会育成連絡協議会活動の運営にあたる。

第6条 役員を選出及び任期

- 1、役員については、会員の内から、立候補または推薦により選出し総会において決定する。原則、任期は1期2年とする。子どもが子ども会に在籍中は再任できる。但し役職の選出については第11条による。
- 2、常任委員は各地区子ども会育成会会長をもってあてる。
- 3、欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し同一学区内での転居、移動の場合は本部役員を残任する。

第7条 顧問、参与、指導員

- 1、この会に役員会の推薦を経て、顧問、参与、指導員をおくことができる。
- 2、顧問、参与、指導員は会長が委任し、この会の相談に応じ且つ役員会に出席して希望を述べることができる。

第8条 会議

この会の会議は、総会、臨時総会、役員会として次の通り開く。

- 1、総会は年1回会長がこれを召集し、役員会の決定、予算の決定、事業計画、その他、この会の目的達成のために重要な事項を決める。
- 2、役員会をもって総会に代える事ができる。
- 3、会員の半数以上が理由を示して臨時総会の召集を要求したとき、または会長が必要と認めたとき。
- 4、役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、監査、役員、常任委員で構成し、必要に応じ会長が召集し、出席者の半数以上の議決により定める。
- 5、役員会は、随時召集し、企画運営に必要な事項を処理する。
- 6、この会の目的達成のために、役員会の承認を得て、必要に応じて専門部会を構成することができる。(体育部、文化部)

第9条 会計

- 1、この会の運営は、会費と補助金をもってこれに当てる。但し必要あるときは、役員会の決定を得て、単子子ども会より臨時会費を徴収することができる。
- 2、会費は、各地区子ども会会員1人当たり年額600円(内100円ユニホーム積立)とし、4月1日現在の会員数をもって納入し、納入された会費は会員が脱退しても払い戻しされないものとする。
- 3、途中入会についても同額、納入することとする。
- 4、球技活動費は、ソフトボール活動費1人当たり年額1500円、フットベースボール活動費1人当たり年額1000円とし、単子子ども会より納入し、納入された活動費は会員が脱退しても払い戻しされないものとする。

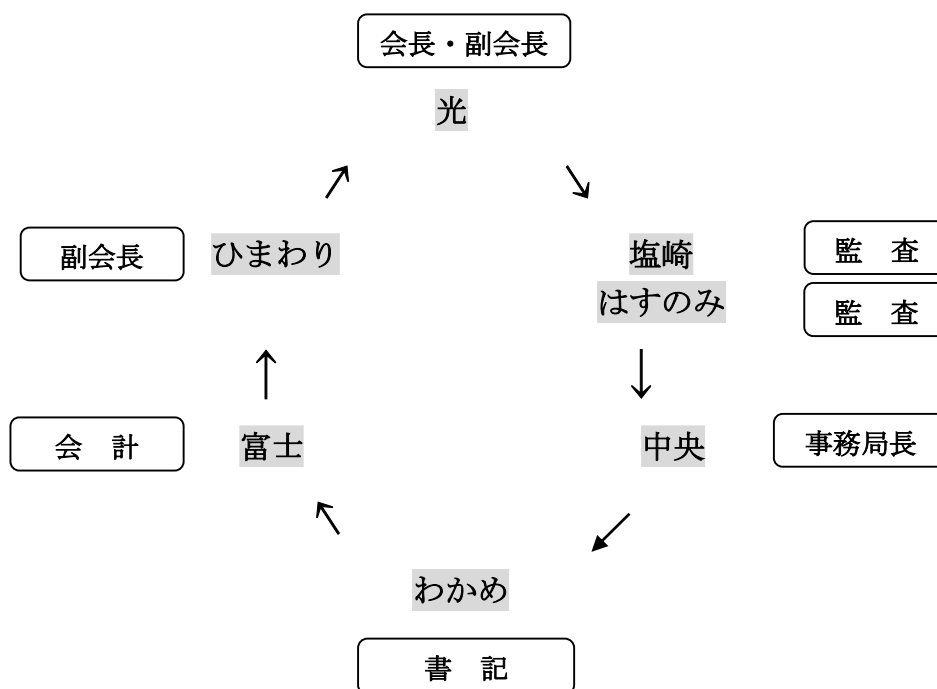
- 5、指導者安全会会費は、本部会計より支払うこととする。
- 6、指導者スポーツ保険料ならびに手数料は、本部会計より支払うこととする。
- 7、ソフトボール審判員更新料は本部会計より支払うこととする。
- 8、本部より参加する球技大会参加費、協賛金は、本部会計より支払うこととする。但し協賛金については、その都度、役員会で協議し金額を決定することとする。
- 9、ソフトボール・フットベースボールのユニフォームは、小学校在学中に新しいものを身につける事ができるよう 1 回／6 年買い替えを検討する。

第10条 会計年度

この会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

第11条 役職の選出

各地区子ども会で1年毎に地区順番制とし、各地区子ども会に登録されている会員の保護者の内より選出される。



第12条 その他

その他の事案については、その都度、役員会で協議し決定することとする。

第13条 付則

- 1、この規約の改廃は、総会または役員会の出席者の過半数の賛成を得なければならない。賛否同数の場合は議長（又は会長）が決定する。
- 2、この規約は、1980年4月1日から施行する。
- 3、会費については、1982年4月9日変更。
- 4、1984年4月3日規約一部改訂。
- 5、1989年3月24日規約一部改訂。
- 6、会費については1998年4月1日より改定。（年額500円から600円）
- 7、1997年5月13日規約一部改訂。
- 8、2002年3月22日規約一部改訂。
- 9、2003年3月25日規約一部改訂。
- 10、2023年3月30日規約一部改訂。
- 11、2024年3月12日規約一部改訂。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住 所 _____

会長名 _____ 印